

意見公募制度（パブリックコメント制度）とは

意見公募制度（パブリックコメント制度）とは、組合が政策等を決定する場合、その案を住民の皆さんに公表し、皆さんから提出されたご意見、ご提案を参考に意思決定を行い、その検討結果とともに、提出された意見等に対する組合の考え方をあわせて公表していく一連の手続をいいます。（パブリックコメント＝「パブリック（public）＝公衆」と「コメント（comment）＝意見」を組み合わせたもので、「意見公募」を意味します。）

意見公募手続の流れ

組合が政策等の案を作成します。
政策等とは「組合の基本的な計画及び方針、住民等に義務を課し、又は権利を制限する条例及び規則等」などをいい、組合がこれらを策定又制定、改廃する場合に意見公募手続を行います。



組合が政策等の案を住民の皆さんに公表します。	
住民のみなさんに公表するもの	公表の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策等の案 ・ 政策等の案の趣旨、目的、背景その他案を理解するために必要な資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合ホームページへの掲載 ・ 実施機関の事務所での閲覧



住民の皆さんから意見を募集します。（意見提出期間は30日以上）	
意見を提出する方法	意見を提出するために必要な記載事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課への文書持参 ・ 郵送等 ・ ファクシミリ ・ 電子メール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所 ・ 氏名又は団体名 ・ 連絡先（電話番号など）



組合は提出意見を十分考慮して政策等を定めます。	
案に反映できる提出意見	案に反映できない提出意見
⇒意見に基づき政策等の案を修正します。	⇒反映できない理由を示します。（一部除く。）



組合は、①意見公募手続を実施した政策等の題名 ②政策等の案の公表の日 ③提出意見 ④提出意見を考慮した結果及びその理由を公表します。公表の方法は意見を募集する時の方法に準じます。（原則として個人あての回答はしません）
--



議会の議決を要するもの⇒議会へ提出・議決



政策等の決定・施行

《その他特例事項》

※ やむを得ない理由により意見提出期間を30日以上設定できない場合、その理由を明示して意見提出期間を短縮し、意見公募手続を行なう場合があります。